

# 昭和49(1974)年、区長公選制復活

昭和30年代以降、区議会において区長候補の一本化が難航するケースが相次ぎ、多くの区で長期にわたり区長不在が生じました。このような区政の停滞を背景に区長公選の復活を求める住民運動も活発化しました。

こうした背景から、昭和49年に自治法が改正され、区長公選制が復活し、都配属職員制度も廃止されるなど、特別区は「市並み」の自治権が付与されました。

しかし、法的性格は明確な規定を欠き、あいまいなまま残りました。

## 主な改正点

---

- (1) 区長公選制の復活  
(「一つの試み」とされた)
- (2) 人事権の確立  
(都配属職員制度の廃止)
- (3) 事務配分原則の転換  
(都の特例規定がない限り市と同等)
- (4) 保健所設置市の事務などの事務移譲